

群馬県後期高齢者医療広域連合次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

平成28年3月24日

規則第6号

次世代育成支援対策推進法施行令(平成15年政令第372号)第2項の規定に基づく次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第19条第1項の特定事業主及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令(平成27年政令第318号)第1条第2項の規定に基づく女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第15条第1項の特定事業主は広域連合長とし、その任命する職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。